

四半期報告書

(第44期第1四半期)

株式会社 ステップ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
2 【役員の状況】	6
第4 【経理の状況】	7
1 【四半期財務諸表】	8
2 【その他】	13
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	14

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月1日

【四半期会計期間】 第44期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社ステップ

【英訳名】 STEP CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 遠藤陽介

【本店の所在の場所】 神奈川県藤沢市藤沢602番地

【電話番号】 0466(20)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 新井規彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県藤沢市藤沢602番地

【電話番号】 0466(20)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 新井規彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第1四半期累計期間	第44期 第1四半期累計期間	第43期
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日
売上高 (千円)	3,197,324	3,432,967	13,036,092
経常利益 (千円)	979,757	1,112,031	3,593,098
四半期(当期)純利益 (千円)	674,398	767,092	2,471,055
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,778,330	1,778,330	1,778,330
発行済株式総数 (株)	16,670,000	16,670,000	16,670,000
純資産額 (千円)	21,404,851	23,227,791	22,874,193
総資産額 (千円)	26,746,488	26,965,665	26,790,294
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	40.86	46.48	149.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	45.00
自己資本比率 (%)	80.0	86.1	85.4

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっています。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要な事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 業績の状況

当事業年度の第1四半期（10月～12月）は、4月スタートの学年度の後半に入ったところで、生徒人数の変動は比較的少ない時期です。当第1四半期の小中学生部門、高校生部門を合わせた当社の塾生総数は、期中平均で31,690人（前年同四半期比9.9%増）と順調に推移しています。

生徒人数は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2020年9月期から、2021年9月期を経て順調に増加していますが、1月に入ってから新型コロナウイルス感染症がオミクロン株の広がりと共に急速に勢いを増してきており、今後の業績に影響が出てくる可能性も含め、感染対策を徹底しながら、様々な事態を想定し準備してまいります。

9年前に大幅に改変された現行の神奈川県公立高校入試は、当初は、選抜システムの複雑化やいわゆるトップ校を中心とした特色検査という独特の選抜試験の導入など、制度面の変化に注目が集まりましたが、その後の進行の中で、学力検査問題はもちろんのこと、とりわけ特色検査問題の急激な難化が進み、今や神奈川県の公立入試は、当日の実力勝負の色合いが濃い入試に変化してきました。人気校は軒並み倍率も高くなり、受験生にとって緊張度の高い入試制度に変貌しています。そのため、小中学生部門では、高学年の通塾率が高まる傾向にあり、受験学年である中3生やそれに続く中2生のクラスが満席状態となるスクールが増えています。それを受けて、高学年の満席が続く地域では、中1生や小学生の入会が促進されている状況です。

当第1四半期に続く第2四半期中の2月には、神奈川県の公立高校そして首都圏の私立・国立高校の入試が実施され、合格発表が一斉に行われます。これらの入試結果におけるステップ生の合格状況は、今後1年間の生徒募集に大きな影響を与えます。前期では「横浜・川崎方面で影響力の強い突出した進学校である横浜翠嵐高校の合格者数」「横浜市内の公立トップ校合格者数」において、3年連続ナンバー1を達成しました。当期も学習指導の充実に加え、詳細なデータを活かした精度の高い進路指導により、今まで以上の合格実績を目指しています。

高校生部門では、「部活動や学校行事等を含む多面的な高校生活を充実させながら、同時に志望大学への現役合格も実現させたい」という高校生のニーズに応えられる体制の強化に引き続き邁進しています。2021年度入試では、コロナ禍に加えて新しい入試制度（大学入学共通テスト）が導入される中、合格実績を大きく伸ばすことができました。神奈川県では、いわゆる大手予備校の校舎閉鎖が目立っている状況ですが、当社は、今後もカリキュラムを初めとする指導体制の見直しを積極的に行い、教務内容の一層の充実に取り組んでまいります。そして、公立高校生を中心とした県下有数のライブ塾としての地歩をより強固なものにしてまいります。

学童部門は、2020年3月に「STEPキッズ辻堂教室」（JR東海道線辻堂駅）、「STEPキッズ茅ヶ崎教室」（JR東海道線茅ヶ崎駅）の2スクールを開校し、STEPキッズのネットワーク化がスタートしました。新規2教室においては初年度は小1・小2の2学年のみの募集でしたが、昨春から小3、今年の春からは小4も加わり、すべての対象学年で募集を開始するため、生徒数もさらに増加していく見込みです。

現在、STEPキッズにおいて通年で実施しているプログラムは、サイエンス・英語/英検講座・算数・算数思考・英会話・ことば・はば広教養・プログラミング・ダンス・将棋・音楽・体育・手話・百人一首の14種類となっています。この豊富で多彩なコンテンツに磨きをかけながら、3つの教室で運営ノウハウの蓄積・共有を進め、今後の県内各地への展開に向けた基盤づくりを進めてまいります。

当事業年度中の新規開校は、小中学生部門で3スクールを3月に開校する予定となっています。武蔵中原スクール（JR南武線武蔵中原駅、川崎市中原区）、武蔵新城スクール（JR南武線武蔵新城駅、川崎市中原区）、向ヶ丘遊園スクール（小田急線向ヶ丘遊園駅、川崎市多摩区）と、いずれも当社が今後ドミナント展開の中心としていく川崎地区での開校です。向ヶ丘遊園スクールは、募集の好調な新百合ヶ丘スクール、生田スクールに次ぐ、川崎市における小田急線沿線のスクールとなります。武蔵中原スクール・武蔵新城スクールは、JR南武線沿線の隣り合ったエリアへの開校です。このエリアは、生徒数が県内最大の公立中学校である西中原中学校（生徒数1296人/2021年5月1日現在）や県下有数の生徒数の中学が軒を連ねている地域であり、ここで大きなシェアを獲得していくことを目標としています。

上記により、当第1四半期累計期間の売上高は3,432百万円（前年同四半期比7.4%増）、営業利益は1,096百万円（前年同四半期比14.6%増）、経常利益は1,112百万円（前年同四半期比13.5%増）、四半期純利益は767百万円（前年同四半期比13.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末比175百万円増の26,965百万円となりました。
流動資産は、売掛金の増加等により前事業年度末比153百万円増の9,121百万円となりました。
固定資産は、繰延税金資産の増加等により前事業年度末比21百万円増の17,844百万円となりました。

② 負債

当第1四半期会計期間末における負債は、前事業年度末比178百万円減の3,737百万円となりました。
流動負債は、賞与引当金の増加等はありませんでしたが、未払法人税等の減少等により、前事業年度末比168百万円減の3,272百万円となりました。
固定負債は、長期借入金の返済等により前事業年度末比9百万円減の465百万円となりました。

③ 純資産

当第1四半期会計期間末における純資産は、配当金の支払がありました。四半期純利益の計上等により、前事業年度末比353百万円増の23,227百万円となりました。
自己資本比率は前事業年度末に比べ、0.7ポイントアップし86.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,880,000
計	46,880,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,670,000	16,670,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株です。
計	16,670,000	16,670,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	16,670	—	1,778,330	—	1,851,330

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 164,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,500,800	165,008	—
単元未満株式	普通株式 5,000	—	—
発行済株式総数	16,670,000	—	—
総株主の議決権	—	165,008	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構の株式が1,000株含まれています。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれています。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ステップ	神奈川県藤沢市藤沢602番地	164,200	—	164,200	0.99
計	—	164,200	—	164,200	0.99

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,646,503	8,643,660
売掛金	69,169	113,905
棚卸資産	22,236	33,605
その他	230,986	331,556
貸倒引当金	△677	△1,116
流動資産合計	8,968,218	9,121,611
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,618,219	7,582,355
土地	9,083,408	9,083,408
その他（純額）	207,697	206,063
有形固定資産合計	16,909,325	16,871,828
無形固定資産	43,533	43,261
投資その他の資産		
敷金及び保証金	582,005	587,527
その他	287,210	341,435
投資その他の資産合計	869,216	928,963
固定資産合計	17,822,075	17,844,053
資産合計	26,790,294	26,965,665
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1,506,989	1,338,532
リース債務	17,403	17,587
未払金	128,281	116,979
未払法人税等	924,275	435,751
賞与引当金	92,887	327,972
その他	771,519	1,035,698
流動負債合計	3,441,357	3,272,521
固定負債		
長期借入金	11,850	—
リース債務	42,298	38,905
役員退職慰労引当金	129,800	129,800
資産除去債務	276,471	282,271
その他	14,324	14,375
固定負債合計	474,744	465,352
負債合計	3,916,101	3,737,873

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,778,330	1,778,330
資本剰余金	2,082,726	2,082,726
利益剰余金	19,228,490	19,582,940
自己株式	△216,718	△216,718
株主資本合計	22,872,828	23,227,278
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,364	513
評価・換算差額等合計	1,364	513
純資産合計	22,874,193	23,227,791
負債純資産合計	26,790,294	26,965,665

(2) 【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年10月1日 至2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2021年12月31日)
売上高	3,197,324	3,432,967
売上原価	2,063,833	2,158,707
売上総利益	1,133,491	1,274,260
販売費及び一般管理費	177,150	177,852
営業利益	956,341	1,096,408
営業外収益		
受取利息	3	1
助成金収入	6,432	6,984
受取家賃	26,399	26,450
その他	7,157	2,007
営業外収益合計	39,992	35,443
営業外費用		
支払利息	919	373
賃貸費用	15,641	18,917
その他	15	529
営業外費用合計	16,576	19,819
経常利益	979,757	1,112,031
税引前四半期純利益	979,757	1,112,031
法人税、住民税及び事業税	383,323	400,237
法人税等調整額	△77,964	△55,298
法人税等合計	305,359	344,938
四半期純利益	674,398	767,092

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、各学期の初月に諸費用として受領する売上について、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充当された以降一定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当第1四半期の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。

なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症による影響に関する前提について重要な変更はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響については不確実性が高く、今後さらに感染が拡大した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	115,226千円	119,067千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月12日 定時株主総会	普通株式	330,120	20.00	2020年9月30日	2020年12月15日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月18日 定時株主総会	普通株式	412,642	25.00	2021年9月30日	2021年12月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、学習塾事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりです。

当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	
小中学生部門	2,705,822千円
高校生部門	727,145
合計	3,432,967

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	40円86銭	46円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	674,398	767,092
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	674,398	767,092
普通株式の期中平均株式数(株)	16,506,017	16,505,433

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月1日

株式会社ステップ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

西

川

福

之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山

崎

光

隆

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ステップの2021年10月1日から2022年9月30日までの第44期事業年度の第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ステップの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して

実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

